

平成29年度 国への要望事項

平成29年6月27日(火)に開催された第8回定時社員総会で決議された、以下の要望事項は、去る7月28日(金)に、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課へ赴き、瀬川恵子課長に要望書を提出しましたことをご報告します。

平成29年7月28日

環境大臣 山本公一様

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会長 柳井 薫

廃棄物処理施設技術管理者の地位向上と人材育成について（要望）

当協会は、平成29年度定時社員総会（平成29年6月27日開催）において、廃棄物処理施設技術管理者（以下、技術管理者という。）の地位向上と人材育成に関して、下記のとおり、国に対して要望することを決議しましたので、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

近年の廃棄物処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上から循環型社会の形成へ、更に低炭素社会や災害廃棄物処理、地域の防災・エネルギー拠点化などの地域貢献へと、役割も重層化してきています。

このような中で、技術管理者については、従来からの役割である法令に違反しないよう施設の維持管理に従事する職員を監督することにとどまらず、高度な資源エネルギー回収、省エネなどの取組や平時から発災時までの切れ目のない災害廃棄物対策の実践を通じた高度な地域循環圏の形成や地域振興に貢献できる人材として育成・活用していくことが喫緊の課題であると考えております。

また、廃棄物処理施設については、従事する職員の労働災害度数率（発生頻度）が全産業の平均レベルと比較して約4倍高く、若者の就業促進、安全で魅力ある職場づくりのために、労働災害防止に対する継続的な取組が必要となっています。

当協会は本年創立50周年を迎えますが、今後の50年は廃棄物処理への期待が国の内外を問わず高まる一方、本格的な人口減少時代の到来や急速な技術革新に伴い、維持管理技術や働き方そのものが大きく変貌を遂げていく可能性があります。

このようなことから、廃棄物処理の中核を担う技術管理者が常にその社会的役割を果たせますよう、下記事項について格別のご配慮を賜りますよう要望いたします。

なお、詳細は別紙のとおりです。

1. 技術管理者の地位の向上と人材育成制度の拡充・強化
2. 当協会の技術管理者等継続学習システムの普及・活用への支援
3. 廃棄物処理施設の最近の事故事例調査への支援

以上

【別紙】要望事項

1. 技術管理者の地位の向上と人材育成制度の拡充・強化

平成12年の廃棄物処理法の改正では、技術管理者の職責等に変更はないものの、その資格取得要件が緩和（変更）され、学歴に応じた廃棄物処理に係る技術上の実務の経験年数が満たされていれば、設置者又は管理者が技術管理者として任命できることになり、必要とされる能力の確認は設置者又は管理者に委ねられることになりました。さらに、平成24年には一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準は、地域の実情に応じて条例等で定めるとされました。

資格取得要件の緩和から15年以上経過し、ベテラン技術者が大量に退職する中で、技術管理者の技術レベルの低下が懸念される所です。

国内内外を問わず廃棄物処理への期待が高まる中で、法定資格者である技術管理者については、このような懸念を払拭し、資質の更なる向上と能力の最大限の活用を図ることが求められています。そのためには、技術管理者制度を今まで以上に強固なものとする必要があります。

つきましては、以下の事項について特段の措置を講ずるよう要望いたします。

- ① 技術管理者の国家資格への格上げ
- ② 技術管理者育成のための定期的な研修システムの構築

2. 当協会の技術管理者等継続学習システムの普及・活用への支援

廃棄物処理制度専門委員会報告書（平成29年2月）では、「廃棄物処理業界が地域を含め広く社会からの信頼を得て、廃棄物の適正処理に貢献し、健全な発展を遂げる観点から」、「廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進することが必要」であり、「業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施等、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行っていくべき」とされています。

当協会は、技術管理者等が時代に遅れることなく先見性と責任をもって業務に取組み、社会的役割を果たせるよう、廃棄物処理施設技術管理者継続学習システムを運用していますが、5年間の継続学習を実施した者に対する称号（専門技術者、上級技術者及び統括技術者）の付与を本年度から開始した所です。

このシステムは、個々の技術管理者のスキルアップにとどまらず、企業や団体の人材育成や社会的な信頼を向上させる極めて有効なツールと考えますので、以下のとおり、このシステムの普及・活用にご支援賜りますよう要望いたします。

- ① 廃棄物処理施設の整備・運営に係る入札時事業者選定の評価項目への追加
- ② 自治体、業界団体等の廃棄物処理に係る人材育成システムとして活用
- ③ 優良産廃処理業者認定制度の優良基準に教育訓練体制を加えるとともに、審査・評価に活用

3. 廃棄物処理施設の最近の事故事例調査への支援

我が国の労働災害は、機械設備の安全化の進展や職場における安全意識の向上等により減少傾向が続いています。

しかし、廃棄物処理では可燃性液体や粉体、有害物質を取り扱うことも多く、火災や爆発に伴う重大な人身事故や物損事故などの事例も少なくありません。

このため、廃棄物処理施設に従事する職員の労働災害度数率（発生頻度）は、平成27年労働災害動向調査（厚生労働省）によると、全産業の平均レベルと比較して約4倍高い現状にあります。

当協会では環境省のご協力を得ながら、過去3回（1997年、2001年、2005年）に亘って「廃棄物処理事業に伴う事故事例調査」を実施し、廃棄物処理施設における事故発生状況と防止対策について公表してまいりました。

しかしながら、近年、当協会では事故事例調査を実施しておりませんので、廃棄物の性状変化、処理技術の高度化・多様化、施設運営形態の変化などに伴う最新の状況は把握できていません。このため、最近の廃棄物処理に係る事故事例調査を実施して、会員はじめ関係機関に情報提供をいたしたいと考えております。

つきましては、事故事例調査の実施にあたり、環境省のご協力をいただくことを要望いたします。

【参考】当協会が実施した事故事例調査

- 1) 廃棄物処理事業に伴う事故事例調査（平成4～7年度分）（1997年）
- 2) 廃棄物処理事業に伴う事故事例調査結果報告書（平成8～11年度分）（2001年）
- 3) 廃棄物処理事業に伴う事故事例調査結果報告書（平成12～15年度分）（2005年）
- 4) 産業廃棄物処理施設事故事例調査報告書（2014年）
以上のほか、（一財）日本環境衛生センターが下記調査を環境省の委託を受けて実施しています。
- 5) 一般廃棄物処理施設等事故事例調査報告書（平成16～19年度分）（2009年）

上記の要望は、当協会ホームページにも掲載しております。

技管協について → 協会の活動 → 国等への要望

<http://jaem.or.jp/activity.html>